

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 桜井小学校第 17 棟校舎長寿命化改良工事
- 2 請 負 金 額 343,640,000 円
- 3 契約の相手方 木村・シアーズホーム建設工事共同企業体
代表者 熊本市中央区坪井 6 丁目 17 番 15 号
株式会社 木村建設
代表取締役 木村 賢正

熊本市南区馬渡 2 丁目 12 番 35 号
株式会社 シアーズホーム
代表取締役 丸本 文紀

(提出理由)

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。